

# 令和4年度冬季休業中の児童生徒の過ごし方

地域の皆様へ

本町の子どもたちが健康で事故のない楽しい冬休みを過ごすため、各学校において以下のようない指導を行っております。地域の皆様にも、同内容をご理解いただき、子どもたちの生活指導についてご協力ををお願いいたします。  
(令和4年12月)

<b>家庭生活</b>	1 早寝、早起き、朝ごはんを心がけ、規則正しい生活をしましょう。 2 冬休みの宿題や2学期の復習、読書に計画的に取り組みましょう。	
<b>外出時間</b>	1 小学生は午後4時まで、中学生は午後6時まで、高校生は午後9時までとします。 2 上記以外の外出は、保護者または保護者の依頼を得た責任の持てる大人と同伴しましょう。	
<b>外出・外泊の注意</b>	1 外出の際は、行き先、目的、同行者、帰宅時間を家の人に話してから出かけましょう。 2 外出の際は、中学生・高校生は生徒手帳等か身分証明書を必ず携帯しましょう（健全育成委員・指導センター職員等に、生徒手帳等か身分証明書の提示を求められる場合があります）。 3 外泊は保護者がやむを得ないと認めた場合以外は禁止です。 4 知らない人や不審な人から車に誘われたり、声をかけられたりしても相手にしてはいけません。 5 事故や困ったことが起きたら、近くの家（ひなんの家）に助けを求めましょう。また、家人と警察や学校にも連絡しましょう。 <b>*厚真町では、全ての家を「ひなんの家」と位置付けていますので、助けを求められた際は、ご協力をお願い致します。</b>	
<b>映画館 ゲーム場 パチンコ店 への立入り</b>	1 映画は、内容をよく考えて、保護者の了解を得て鑑賞しましょう。 2 映画館への入場は、外出時間内にしましょう（演劇、コンサートなどもこれに準じます）。ただし、保護者同伴の場合は除きます。 3 パチンコ、ライブハウス等の立入りは、禁止とします。 4 ボウリング場及びバッティングセンター、ゲームコーナー（専門店・大型店等に併設されているものも含む）、カラオケボックスは、保護者または保護者の依頼を得た責任の持てる成人と同伴しましょう（高校生は許可があれば良い）。	
<b>アルバイト</b>	1 小学生は禁止します。中学生、高校生は保護者の同意を得た上で学校に届けて従事しましょう（新聞配達も同じです）。	
<b>飲食店への立入り</b>	1 小学生は、保護者または責任の持てる成人と同伴しましょう。 2 中学生は、食堂やファストフード店以外は保護者と同伴しましょう。	
<b>薬物</b>	1 シンナー、有機溶剤、そのほか危険な薬物は、絶対に使用しないこと。	
<b>スキー、スケート、そり遊び</b>	1 川や湖沼などの危険な場所では、スケートをしたり遊んだりするのはやめましょう。 2 スキー、スケート場の注意事項を守りましょう。 3 そり遊びをするときは、絶対に道路に向かって滑ってはいけません。	
<b>釣り</b>	1 危険な釣り場への立入り、および早朝・夜間の釣りは禁止とします。 2 保護者の依頼を得た責任の持てる成人と同伴しましょう。	
<b>交通安全</b>	1 道路上では絶対に遊ばないようにしましょう。 2 冬季期間中は、危険なので自転車には乗らないこと。また、オートバイ、自動車を動かすことは絶対にしてはいけません。 3 雪山のかけから絶対に飛び出さないようにしましょう。 4 路上での遊びは厳禁とする（スケートボード、キャッチボール、そり遊び）。	
<b>その他</b>	1 大型店、商店などで疑惑を招くような行動は取らないようにしましょう。 2 ゆすり、たかり、暴行などの被害を受けた場合は、下記のいずれかに連絡しましょう。 3 指導センター職員や青少年健全育成委員に注意をされた場合は素直に従いましょう。また、要求があったときは身分証明書や生徒手帳を提示しましょう（中学生・高校生）。 4 携帯電話やスマートフォン、その他インターネットを利用する電子通信機器でのトラブルが多発していますので、トラブルを起こさない、また、トラブルに巻き込まれないように十分注意し、家庭で決めたルールを守りましょう。 5 テレビやゲームの時間に十分注意し、メディアコントロールを心がけましょう。 6 不要不急の外出や人混みを極力避けるようにしましょう。また外で遊ぶ際もマスクの着用に心掛け、1m程度の距離を保ちましょう。	
<b>連絡先 (電話番号)</b>	1 学校 中央小 27-2432 上厚真小 28-3560 2 厚真町教育委員会 27-2495	3 苫小牧警察署厚真駐在所 27-2510 4 苫小牧警察署上厚真駐在所 28-2014 5 苫小牧市少年指導センター 0144(32)6148 6 苫小牧警察署 0144(35)0110(又は110番) ※番号を生徒手帳等に記入しておきましょう！

※上記のほかに、各学校のきまりを家庭に配布しています。

## 「道民家庭の日」って、ご存じですか？

家庭は、安らぎの場であり、温かい人間関係を通して、子ども達が基本的な規範や生活習慣を学ぶ場で、人間形成の出発点です。家族が団らんできる機会を持つきっかけとして、毎月第3日曜日が「道民家庭の日」として、提唱されました。家族ふれあい協賛店・施設で、料金の割引が受けられますので、活用して家族でお出掛けしてみませんか！！

(公益財団法人北海道青少年育成協会のポスターを引用)

毎月  
第3  
日曜日

ほーんわか、ほーっとする日。

# 道民家庭の日

家族みんなで  
ふれあい、  
団らんする日です

家族そろって食事をしたり、  
家族が団らんする機会を持つなど、  
家族の絆を育みましょう

※ノーゲームデー(毎月第1・第3日曜日)  
も実施されています。

家族ふれあい  
協賛店・施設を  
利用しよう

毎月第3日曜日に子どもを連れた  
家族が、料金の割引などのサービス  
を受けることができます。

※優待券(コピー可能)の提出が必要です。  
ホームページやフェイスブックから  
取得できます。



公益財団法人 北海道青少年育成協会  
TEL(011)231-6451 FAX(011)231-6457

北海道 北海道教育委員会 北海道警察本部 北海道市長会 北海道町村会  
「明るい家庭づくり道民運動」協力団体 家族ふれあい協賛店・施設

ホームページは  
こちらから



Facebook  
はこちらから



道民家庭の日  
「家族ふれあい優待制度」

協賛店・施設募集中

- ・「家族ふれあい優待制度」の趣旨に賛同していただける施設
- ・毎月第3日曜日に優待券を提出した家族に料金の割引や記念品進呈などのサービスをしていただける施設  
(毎週日曜日、営業日全日でも結構です)
- ※お申し込みは、当協会ホームページから申込様式をダウンロードし、FAX、メール、または郵送でお送りください。